

# 土木の変における在華モンゴル人の衛所官軍について

About Mongolian Officers and Soldiers Living in China in Tu-Mu Incidents

川 越 泰 博

## 要 旨

明の北辺を侵掠したエセン（也先）率いるモンゴル軍を撃破するために、正統十四年（一四四九）七月から八月にかけて西進を続ける英宗の親征軍が、山西省の大同まで来てもモンゴル軍の姿を捕捉できず、行軍の方向を転じて東還を開始したのは、八月三日のことであった。モンゴル軍の包囲攻勢を受けて、明軍が覆滅するという悲劇に襲われる土木堡に到着したのは、東還を開始してからわずか一週間余り後の十四日のことであった。五十万と号する大軍は壊滅的打撃を蒙った。かかる地獄のような戦場から命からがら生きて脱出したものも一部いたが、それ以外の多くは戦没した。これは明代の軍事体制そのものに甚大な軍事的打撃を与え、事変後樹立された景泰政権にとつて、軍事体制の再建は焦眉の急の問題となった。

これまで全く知られていないことであるが、多大な損害を蒙った親征軍中には多くの中国在住のモンゴル人衛所官軍が含まれていた。知られていなかったのは、それを裏付ける史料が従来存在しなかったためである。そこで、私は、新出史料にもとづいて断簡零墨な記述を集め、それらを分析し、親征軍に組み込まれて土木堡においてモンゴル軍と干戈を交えたモンゴル出身の衛所官軍について多角的に検討して、いくばくかの未知の史実を掘り起こし、土木の変は在華モンゴル人衛所官軍にとつていかなるものであったかを究明した。

『中国明朝檔案総匯』、英宗正統帝、山後人、新官、親軍衛

## はじめに

北方あるいは西方の異民族と漢民族（中国）が互いに鎬争うことを「胡漢陵轍」という。陵轍は侮り踏みにすることである。明代中国の北辺においては、王朝創立以来歴朝を通して、まさにこの「胡漢陵轍」の時代であった。その沸騰点が正統十四年（一四四九）に起きた土木の変と嘉靖二十九年（一五五〇）の庚戌の変である。庚戌の変はさておき、土木の変を簡単に述べると、正統十四年（一四四九）七月十一日にオイラト軍を中核とするモンゴル軍が明辺に侵攻してくるや、その日のうちに親征の議が起こり、十六日には英宗の親征軍は都を進発した。行糧は一ヶ月分、兵器は八〇万を具備した大軍であった。英宗は当時関係が悪化の一途を辿るモンゴルに対して大軍をもって摧破しようとしたが、逆に八月十五日に土木堡において撃破され、英宗は捕虜となった。英宗に扈従した多くの文官・武官、それに親征軍を組成した膨大な数の衛所官軍は、このときに戦没したのであった。明の朝野の人々は大衝撃を与えた土木の変と呼ばれるこの事件は、その後の明朝の政治体制・軍事体制等に多大な変更を余儀なくさせた。英宗の捕囚は、景泰政権の樹立以後、奪門の変・曹欽の乱と、相対的不安定と混乱の政治状況を現出する原因となった<sup>①</sup>。

土木の変はこの呼称の他には変時の年号に因んで己巳の変、その前哨戦も含めて正統殉難<sup>②</sup>とも呼ばれるが、犠牲

者の規模について、明代の史籍には、「我が軍遂に大潰す」・「官軍人等死傷せる者数十万」<sup>3)</sup>とあり、また「我が師、死傷せる者半ばを過ぐ」<sup>4)</sup>、「千官、枕藉して溝壑に填まる」<sup>5)</sup>とあり、土木の変が起きた土木堡は、親征軍壊滅という表現が似つかわしいほどの壮絶奇烈な戦場と化したのであった。この壮絶な戦場から、満身創痍で血塗られて、足を引きずりながら、ともかく生きて京師に戻り得た軍官・軍士もいたことはいたが、戦没して生還できない者が大半を占めた。

戦没者・生還者その双方にモンゴル人の軍官・軍士も多量にいた。それは無論、明の親征軍を撃破したモンゴル軍の関係者ではなく、英宗の親征軍に従行した**在華モンゴル人の軍官・軍士**である。土木の変が起きる二日前、その前哨戦ともいえるべき鶏兒嶺の戦いが起きた。親征軍がその一部を割いた派遣部隊は、モンゴル軍の伏兵に遭遇して壊滅した。このとき出陣したモンゴル人の永順伯薛綬は、自分の弓の弦が絶たれ矢が尽きても、空弓を振り回してモンゴル軍に立ち向かって攻撃した。怒ったモンゴル軍が捕虜にして四肢を八つ裂きにして殺したが、のちに勇猛果敢に立ち向かった薛綬が実はモンゴル人であることが知れ渡ると「此れ吾と同類なり。故に勇なることかくのごとくなるか」と、モンゴル軍中が慟哭したという。この話は『英宗実録』正統十四年八月庚申の条に掲出されているが、薛綬がモンゴル人であることが知れ渡るといふ部分は、「而して綬の本と山後人なるを知る」と記されている。因みに、清代初期に編纂された『明史』の薛綬伝(卷一五六)には、『英宗実録』の当該箇所について、「既にして其の本と蒙古人なるを知るや、曰く此れ吾の同類なり。宜べるかな、勇健なることかくのごくし」とあり、蒙古人と表記しているが、明代では清代におけるのとは異なり、薛綬の事例のようにモンゴル人を山後人と表記したのである。<sup>6)</sup>

親征軍には、永順伯薛綬のような高官の武官も扈従したが、編制上、圧倒的多数を占めて親征軍の中核をなした

のは、親軍衛・京衛・在外衛の衛所官軍であった。子細に史料を検討すると、その中には出身地を山後人としてい  
る事例も少なくない。かれら<sup>1</sup>在華モンゴル人の衛所官軍にとっても土木の変は無縁のことではなかった。自分の出  
自であるモンゴルの軍勢と、薛綬のように、激烈な戦いを展開したのである。本稿は、これまで全く研究対象とさ  
れたことのない、土木の変と親征軍中の在華モンゴル人衛所官軍との関係について、新出史料から事例を探り出す  
ことを通して、土木の変における親征軍中のモンゴル人衛所官軍の実相を検討し、親征軍の性格の一斑を窺管しよ  
うとするものである。以下はその結果報告である。

## 一 モンゴル人衛所官軍の検出とその基準

衛所中のモンゴル人が明代の政治・軍事に大きな変更を余儀なくさせた未曾有の事件であった土木の変に、ど  
のように関わったかというテーマを設定し、それを考究するためには、具体的な個々の事例を検出し、それらを総  
合して、諸々な角度から検討するという手続きを踏む必要がある。しかしながら、当該時期の最も基本的史料であ  
る『英宗実録』をはじめとする諸史料から、その具体例を検出することは難しい。なるほど、『英宗実録』には、薛  
綬の記述以外にも山後人である人物の記述は絶無ではないが、それらは、

○景泰四年冬十月丙戌の条、「左軍都督同知劉得新卒す。得新は山後人。」。

○天順四年秋七月甲申の条、「後軍都督同知王斌に命じて致仕せしむ。斌は山後人。」。

○天順六年九月丙午の条、「懷柔伯施聚卒す。聚は本と山後人、後に順天府通州に居す。」。

と、わずかに三事例を検出するだけである。これらの事例は、『英宗実録』に収載された卒伝に類する記事の一部であり、かれらはそれぞれに左軍都督同知、後軍都督同知、懷柔伯と高官の武臣である。しかしながら、『英宗実録』等既存の史料からは、土木の変に殉難した親征軍中の圧倒的多数の衛所官軍中に含まれるモンゴル人衛所官軍を検出することは殆ど困難である。

ところが、二〇〇一年に中国第一歴史档案館・遼寧省档案館編、広西師範大学出版社出版として印行された『中国明朝档案総匯』は、中国第一歴史档案館に保存されている明朝档案をはじめ、大陸に現存する明朝档案を大量に影印したもので、当該問題を検討する上できわめて有用であるのが、本史料集に所収されている一〇二種におよぶ衛選簿である。衛選簿とは、衛所官の本貫・軍に就いた経緯・来衛経路・襲職時期・年齢・続柄・職の昇降等のデータを記載した登記簿である。衛選簿に軍功が記されているのは、陞進等に関連してであって、その陞進過程においていかなる軍事活動・戦役にかかわって陞進したのかを示す記述が少なくないが、その一方で戦役等においての陣亡記事も多々あり、その戦役を特定することが可能である。それらの記事を検討することは親征軍の組成の有り様を探る上で甚だ有用なことといえる。

かかる衛選簿にみえるモンゴル人衛所官軍の事例を検出するためには、まずモンゴル人衛所官軍であること、ついでその衛所官軍が英宗の親征軍に組み込まれて土木の変に際会したことを史料的に確認することがその前提要件となる。そこで、果たして衛選簿がこの二つの要件を満たすことが可能な記述をしているかどうか、実際に衛選簿

の記述を示して、それを押さえておこう。その一事例を示すと、『中国明朝档案総匯』第四九冊に収録されている『府軍前衛選簿』によると、その三〇頁、張清の条に、

A 張誠、山後人、父に張友有り、洪武五年、軍に充てらる。三十二年、真定にて小旗に陞せらる。鄭村埧にて勇士百戸に陞せらる。三十三年、濟南にて副千戸に陞せらる。三十四年、小河にて失陥す。誠、嫡長男に係る。永樂元年、金吾左衛前所副千戸を襲ぐ。張旺、嫡長男に係る。父疾す。府軍前衛前所副千戸を替る。

とあり、さらに四輩張英の項には、

B 正統十四年（一四四九）十月、張英、府軍前衛左所征進未回副千戸張旺の嫡長男に係る。

とある。このA B双方の記述から、張家の土木の変との関わりをいろいろと知ることができる。まず、Bからは、①張旺は正統十四年（一四四九）の親征軍に組み込まれて出征したものの、生きて土木堡から帰還できなかったこと、②その副千戸の衛所官職は嫡長男の張英によって世襲されたことが知られる。ついで、Aから、③親征軍に従行した張旺は、山後人であり、④その先祖張友が衛所軍に収籍されたのは洪武五年（一三七二）、その後、靖難の役に際会すると、燕王軍の一員としてその戦役に加わり、真定、鄭村埧、濟南、小河の各会戦に関わり、その間に衛所の中で最下級の軍士から官品を有する副千戸まで累陞したことも知ることができる。それは張友が靖難の役に勝

利して新政権を樹立した燕王（即位して永楽帝）の軍に所属していた何よりの証である。燕王に従って靖難の役を戦った衛所官を新官というが、モンゴル人で衛所官になった張友とその子孫は新官としてその後優遇をうけることになったのである。

上記A Bの記述を併せると、英宗の親征軍に組み込まれ土木の変に際会した人の名前、その出身、変時の所属衛所と職官、陣亡したか回還したか、その人の後継者の名前、続柄、その襲替時期、それに加えて、その人の先祖は靖難の役に燕王側に加わって永楽政権の成立後新官として処遇されてきたか、それとも建文軍に付して、あるいはその双方に無関係で旧官として扱われてきたか、等々の事項が判明する。そこで、これらのデータを網羅的に集積し、土木の変における在華モンゴル人衛所官の実態を探り出すべく作成したのが、付表①「土木の変と在華モンゴル人衛所官軍関係表」である。

## 二 モンゴル人衛所官軍の土木の変

### I 出身地と変事の所属衛所・職官

付表①「土木の変と在華モンゴル人衛所官軍関係表」に掲出した事例の総計は、九六事例、これらは『中国明朝档案総匯』に収録された現存の衛選簿から検出した在華モンゴル人衛所官軍の中で、親征軍の一員として土木の変に遭遇した人々の記録である。『中国明朝档案総匯』には一〇二種の衛選簿が収録されているとはいえ、親征軍を編制するにあたって調撥されて京師に赴き、出陣し、土木堡で殉難した在外衛所とその衛所官軍に限定していえば、

付表①「土木の変と在華モンゴル人衛所官軍関係表」

No.	氏名	出身	変時の衛名・職名	変事の時	変事の状態	後継	職名	新官の有無	典拠
1	張旺	山後人	府軍前衛副千戸	正統十四年征進未回	未回	張旺	副千戸	新官	四九一三〇
2	劉貴	〃	〃	正統十四年征進未回	未回	劉昇	副千戸	〃	六四九
3	伯安	遼北人	錦衣衛鎮撫司副千戸	正統十四年征進未回	未回	安字羅	副千戸	〃	三三七
4	安忙可	〃	〃	正統十四年征進未回	未回	黑得	副千戸	〃	四四七
5	馬兒	山後人	濟州衛指揮使	正統十四年征進未回	未回	福兒	副千戸	〃	一〇一四
6	広金	〃	永清左衛指揮使	正統十四年征進未回	未回	馬雲	副千戸	〃	一〇一四
7	馬兒	〃	金吾右衛指揮使	正統十四年征進未回	未回	呂銘	副千戸	〃	二九
8	呂十顔帖木兒	〃	〃	〃	〃	謝璋	副千戸	〃	四一
9	謙英	金山人	德州衛正千戸	正統十四年征進未回	未回	郭金	副千戸	〃	四七
10	劉通	〃	金吾右衛指揮使	正統十四年征進未回	未回	劉璋	副千戸	〃	四七
11	郭狗兒	〃	燕山衛正千戸	正統十四年征進未回	未回	郭金	副千戸	〃	四七
12	梁毛	〃	〃	〃	〃	余斌	副千戸	〃	四七
13	黃毛	〃	〃	〃	〃	劉興	副千戸	〃	四七
14	劉清	〃	〃	〃	〃	劉興	副千戸	〃	四七
15	王喜任	〃	〃	〃	〃	王勝	副千戸	〃	一一九
16	王喜	〃	〃	〃	〃	王勝	副千戸	〃	一一九
17	王喜	〃	〃	〃	〃	王勝	副千戸	〃	一一九
18	懷斌	〃	〃	〃	〃	懷仁	副千戸	〃	一六一
19	普賢保	〃	〃	〃	〃	懷仁	副千戸	〃	一六一
20	楊哈哈孫	〃	〃	〃	〃	楊玉	副千戸	〃	一六六
21	蔡勝	〃	〃	〃	〃	蔡清	副千戸	〃	二〇六
22	李興	〃	〃	〃	〃	李通	副千戸	〃	二二五
23	咬住	〃	〃	〃	〃	古南台	副千戸	〃	三〇一
24	魏興	〃	〃	〃	〃	孫忠	副千戸	〃	三〇一
25	狗子	〃	〃	〃	〃	孫忠	副千戸	〃	三〇一
26	完者亮	〃	〃	〃	〃	亦馬赤	副千戸	〃	三三三
27	常友	〃	〃	〃	〃	常兒	副千戸	〃	三三三
28	奴才	〃	〃	〃	〃	常兒	副千戸	〃	三三三
29	張斌	〃	〃	〃	〃	張欽	副千戸	〃	三六二
30	師勝	〃	〃	〃	〃	張欽	副千戸	〃	四〇八
31	蘭古納台	〃	〃	〃	〃	蘭五十八	副千戸	〃	四二〇
32	高良	〃	〃	〃	〃	李環	副千戸	〃	五八二
33	李貴	〃	〃	〃	〃	李環	副千戸	〃	五八二
34	千家奴	〃	〃	〃	〃	張欽	副千戸	〃	五八二
35	張瑛	〃	〃	〃	〃	張欽	副千戸	〃	五八二
36	張瑛	〃	〃	〃	〃	張欽	副千戸	〃	五八二
37	銷住兒	山後人	〃	〃	〃	張欽	副千戸	〃	五八二
38	陳貴	〃	〃	〃	〃	張欽	副千戸	〃	五八二
39	山名	〃	〃	〃	〃	張欽	副千戸	〃	五八二
40	寧興	〃	〃	〃	〃	張欽	副千戸	〃	五八二
41	王真	〃	〃	〃	〃	張欽	副千戸	〃	五八二
42	雲川	〃	〃	〃	〃	張欽	副千戸	〃	五八二
43	大同	〃	〃	〃	〃	張欽	副千戸	〃	五八二
44	雲川	〃	〃	〃	〃	張欽	副千戸	〃	五八二
45	燕山	〃	〃	〃	〃	張欽	副千戸	〃	五八二
46	登州	〃	〃	〃	〃	張欽	副千戸	〃	五八二
47	李能	〃	〃	〃	〃	張欽	副千戸	〃	五八二



その多くが北直隸・山西・南直隸・山東・浙江・遼東所在の者であった。逆に陝西都司・陝西行都司・湖広都司・福建都司所在の衛所・衛所官軍の事例はきわめて少ないことが確認される<sup>8)</sup>。それに対応して、第四九冊から第七四冊に収録された衛選簿二六冊の中で、土木の変における在華モンゴル人衛所官軍の痕跡を留めているのは、四五・五〇・五一・五二・五四・五八・六一・六四・六五・六六・六七・六八・六九・七一・七二の一五冊、ほぼ三割に過ぎない。『中国明朝档案総匯』に残存する一〇二種の衛選簿が英宗の親征軍に編制された衛所とその官軍をすべて掩盖するものではないことは贅語するまでもないことであるが、それでも付表①「土木の変と在華モンゴル人衛所官軍関係表」を通観すると、そこにはその様態に関して一定程度の傾向は読み取れるであろう。

①出身地 衛選簿における在華モンゴル人の出身地の表し方は、その多くは「山後人」である。その他、山後人とともに金山人、哈刺哈人、通州人、瑞州人、保安州人、大寧人、撫寧人、迤北人等の地名が併記されているケースもある。瑞州、保安州、大寧、撫寧は中国の地名であるので、そのモンゴル人が明朝に服するようになって名乗った出身地であろう。それに対して金山人の金山とはアルタイ山がすぐに連想される。そのゆえ、山後人の山後とはアルタイ山の後背を指称すると思いがちになるが、明代における山後の意味するところは多義で必ずしもアルタイ山に限定できないようである。<sup>9)</sup>山後人と抱き合わせて表記されている哈刺哈人の哈刺哈とは、ハルハ河に由来する地名であり、明代以後に現れたモンゴルの部の名称であることはよく知られている。<sup>10)</sup>迤北は特定の地名ではなく、北方全体を指す用語であり、以上の山後人、金山人、迤北人等の用語を目安として、衛所官軍で親征軍に従行し土木の変に際会した<sup>11)</sup>在華モンゴル人を検出した。

②変時の所属衛所 こうして検出したモンゴル人が所属したのは、明朝軍事体制の骨幹をなす衛所である。明朝

の開祖洪武帝によって創設された、国軍の中核をなす衛所制度のもとで、親軍衛・京衛・在外衛の三種類の衛所が全国に設置された。このうち、親軍衛と京衛は京師に置かれ、地方には在外衛が置かれた。親軍衛は、皇帝に侍衛するので、侍衛上直軍ともいうが、専ら侍衛・宮城守衛・皇陵護衛・皇城巡察の任に当たった。京衛は、五軍都督府（五府）に隸属し、永楽朝以後は班軍番上する外衛とともに常設的營、すなわち京營を組織するにいたった。在外衛は、軍事を掌る機関として地方に置かれた都指揮使司（都司）に統べられた。

モンゴル人衛所官軍が土木の変に際会したのは、無論こうした親軍衛・京衛・在外衛のいずれかに所属しているの親征軍への組成の結果であった。付表①「土木の変と在華モンゴル人衛所官軍関係表」にみえる各人の所属衛所を上記の親軍衛・京衛・在外衛別に整理すると、付表②「在華モンゴル人所屬衛所表」のごとくである。

**親軍衛** 前述のごとく、皇帝に侍衛するので、侍衛上直軍ともいい、洪武・建文二朝においては、金吾前衛・金吾後衛・羽林左衛・羽林右衛・府軍衛・府軍左衛・府軍右衛・府軍前衛・府軍後衛・虎賁左衛・錦衣衛・旗手衛の一二衛からなり、「上二十二衛」と称されていた。ところが、永楽政権が発足すると、あらたに「十衛」が増設された。足かけ四年の長きに亘って展開された靖難の役に勝利して即位した太宗永楽帝は、燕王軍の中核となった北平都司下所属の衛所をあらかた親軍衛や京衛に改編陞格させ、新皇帝の軍事的基盤を組成・強化した。かくして、永楽中に増設された親軍衛は「十衛」となった。それらの衛所名を挙げると、金吾左衛・金吾右衛・羽林前衛の三衛に、燕山左衛・燕山右衛・燕山前衛・大興左衛・濟陽衛・濟州衛・通州衛の七衛である。以上が既設と新設とを併せての「二十二衛」であり、親軍衛は「上二十二衛」と呼称されるようになったが、その後も親軍衛は増設され、宣徳年間に新たに武驥左衛・武驥右衛・騰驥左衛・騰驥右衛の「四衛」が加わり、「二十六衛」となった。<sup>(1)</sup> 付表①



「土木の変と在華モンゴル人衛所官軍関係表」にみえる親軍衛は八衛で、それは親軍衛全体の三二%にすぎない。しかしながら、親軍衛に所属した事例総数三六を通観すると、永楽帝が増設した「十衛」のうちの、金吾右衛・羽林前衛・燕山左衛・燕山前衛・濟州衛・通州衛の六衛で三一件、八六%の高率を占めている。このように、親征軍を組成した親軍衛には、多くのモンゴル人衛所官軍が含まれていた。これはモンゴル人が衛所官軍となった由来と密接な関わりがあるので、後章で再度言及することにしよう。

京衛 基本的には五軍都督府に隷属したが、例外もあつた。例外とは、「親軍に非ずして、都督府に隷せざる者」(『明史』卷七六、職官志五)とされる京衛で、通計すると、五軍都督府に隷属する者は「三十三衛」、その五軍都督府に隷属しない者が「十五衛」、京衛は併せて「四十八衛」から構成されていた。付表②「在華モンゴル人所属衛所表」にみえる京衛は、その「四十八衛」中九衛、わずか一八%にすぎない。それは無論、親軍衛に比べて京衛の方は、それに倍するほど多いという分母の違いもあるが、それを勘案しても事例件数自体、わずかに一六件でしかないので、衛数の多さに比しての事例総数の少なさは、親軍衛と比べると甚だ顕著であるといえよう。

在外衛所 左右中前後の五府と略称される五軍都督府の管轄下に置かれたのが在外衛所である。五府に直隸する衛所もあるが、圧倒的多数の衛所は都指揮使司(都司)に統轄され、その都司は左右中前後のいずれかの都督府に統轄された。そこで、正統十四年(一四四九)における英宗の親征軍に調撥編入されたモンゴル人が所属した在外衛所を探るに当たり、都督府ごとみにみていく。

○左軍都督府 左府には直隸する衛所はなく、衛所はすべて都司に所属する。左府の場合は、浙江・遼東・山東の各都司である。親征軍に調撥されたモンゴル人の所属衛所を各都司ごとみにみていくと、つぎの通りである。

浙江都司 海寧衛 68

遼東都司 蓋州衛 84、広寧左屯衛 78、復州衛 59

山東都司 威海衛 50、鰲山衛 22、青州左衛 48、濟南衛 58、登州衛 31・47・49、平山衛 57、靈山衛 54、膠州守禦所 55、諸城守禦所 25

○右軍都督府 右府ではここに直隸する衛所は宣州衛一衛だけである。これ以外は、いずれも京師から遙けし地域に所在する陝西都司・陝西行都司・四川都司・四川行都司・広西都司・雲南都司・貴州都司に所属したが、これらの都司に所属する衛所は燕軍中には一例もみられない。

○中軍都督府 中府所属の衛所は、本府に直隸する衛所と中都留守司所属と河南都司所属との三種に分かれる。親征軍中のモンゴル人の所属した衛所は、以下のように中府直隸の三衛だけであった。

中府直隸 金山衛 66、高郵衛 67、泗州衛 34・69

○前軍都督府 前府においては九江衛一衛のみが直隸し、ほかはすべて湖広都司・湖広行都司・福建都司・福建行都司・江西都司・広東都司に所属した。付表①「土木の変と在華モンゴル人衛所官軍関係表」からは土木の変当時モンゴル人が所属した衛所の事例については、一件もみられない。

○後軍都督府 後府は直隸する衛所と各都司所属の衛所を統轄する。後府に直隸した衛所とそれらの各都司に所属した衛所名の事例件数と列挙すると、つぎの通りである。

後府直隸 永平衛 87・88、開平中屯衛 21、薊州衛 12・65、興州左屯衛 35・82、東勝左衛 79・80、德州衛 10・

28・56・89・90

大寧都司 營州中屯衛92

山西都司 鎮西衛93

山西行都司 雲川衛41・94・95、玉林衛81、大同前衛70

以上の五軍都督府の事例を都督府ごとに整理すると、左軍都督府は一衛、二所、事例一五件、右軍都督府は衛所数・事例数ともにゼロ。中軍都督府は三衛で四件、前軍都督府も右軍都督府と同じく皆無である。それに比べて後軍都督府の事例が顕著で、一衛で二〇件を数える。事例の総数は三九件、左軍都督府の事例は三八%、中軍都督府は一〇%、後軍都督府は五一%を占めることになる。さらに、左軍と後軍の両都督府を併せると九〇%近くを占めることになる。無論、ここに算出した数字は、あくまでも附表①「土木の変と在華モンゴル人衛所官軍関係表」から読み取れる傾向であって、正統十四年（一四四九）八月の土木の変当時のモンゴル人衛所官軍の全体を掩蓋するものではないが、一定の傾向は窺うことができるであろう。すなわち、正統十四年（一四四九）の親征軍に関わった在華モンゴル人は、その多くが浙江・遼東・山東の各都司と後軍都督府直隸の衛所と大寧都司・万全都司・山西都司・山西行都司と京師に近い地域に設置された衛所に所属していたと。別稿において親征軍を編制するにあたって調撥されて京師に赴いて出陣し、土木で殉難した在外衛所とその衛所官の多くは北直隸・山西・南直隸・山東・浙江・遼東所在の者であったと結論づけたが、親征軍中の在華モンゴル人の事例は、その結論と対応しているといえよう。

王府護衛 事例32の常山左護衛である。これはもともと永楽帝の第三子で彰德（河南）に封ぜられた趙王高燾の王府護衛で、常山中護衛・常山護衛と併せて三護衛が揃っていたが、永楽二十二年（一四二四）十一月に常山左護衛・右護衛の二衛を返上したため、常山中護衛一護衛のみとなった。ところが、兄漢王高煦の反乱が鎮圧された後

の宣徳元年（一四二六）九月に、趙王高燧もそれに通同しているという告発がなされたため、その告発を打ち消すことを意図して護衛返上を申し出、趙王府の軍事力をゼロにしたのである。趙王府の常山三護衛は、このように二段階を経て返上され、その衛所官軍は、永平・山海・盧龍・撫寧等の衛に分散配置された。<sup>13</sup>したがって、常山左護衛の衛名は、正統十四年（一四四九）当時は存在しなかったのである。それにもかかわらず、常山左護衛の事例がみえる理由については、今のところは不明といわざるをえない。

③変時の職官 さて、明代軍事制度の中核をなす衛所は、通常、指揮使のもとに五つの千戸所（五六〇〇人）より成り立っていて、千戸所は一〇の百戸所（一一二〇人）より成るが、これらを併称して衛所と呼称した。これらの衛所は、その機能や設置地域との関わりで、多様な性格を有するが、とくに定額とされる軍額（五六〇〇人）については、これより多いところや少ないところも少なからずあり、多様な存在形態を示している。ただ、衛経歴等の事務系統を除く衛所内部の武官系統の職階は、どの種の衛所においてもほぼ共通しており、指揮使（正三品）以下、指揮同知（従三品）——指揮僉事（正四品）——正千戸（正五品）——副千戸（従五品）——衛鎮撫（従五品）——百戸（正六品）——所鎮撫（従六品）等となっていた。これらの衛所官は「世官九等」といい、死没すれば襲職、年老や病気等になれば替職した。衛所にはこのほか旗軍がいて、旗は総旗と小旗を指し、軍は軍士を指した。したがって、官軍と併称した場合の官とは、上記の「世官九等」の衛所官を指し、総旗や小旗、ならびに衛所軍と呼ばれる軍士とは異なる懸隔があった。衛所の武官組織は、このように、官・旗・軍の三層による人的構成からなっていた。付表①「土木の変と在華モンゴル人衛所官軍関係表」を整理すると、土木の変当時のモンゴル人衛所軍の職官は、

指揮使	05・06・17・23・45・64・68・76
指揮同知	07・32・65・69・85・91
指揮僉事	08・09・11・18・19・22・33・34・59・71・84
正千戸	10・12・13・14・20・21・28・29・31・35・36・37・39・44・53・54・55・60・72・73・74
副千戸	01・04・15・16・24・25・40・47・48・49・50・56・57・62・66・70・75・78・79・88・90
百戸	02・03・26・27・38・41・42・43・46・51・52・58・61・63・67・80・81・82・87・94
総旗	83・92・93・95・96

となり、都指揮僉事一、指揮使八、指揮同知六、指揮僉事一一、正千戸二四、副千戸二五、百戸二〇、総旗一となる。官でも軍でもない中間的な地位にいた総旗もみられるが、衛所軍は現時点では検出できない。それはかかる事例がなかったからではなく、史料の残存性に起因するものと思量される。都指揮僉事や指揮使という衛所内では首脳にあたる職官のモンゴル人もいるが、圧倒的多数を占めているのは、正千戸・副千戸・百戸で、全体の七一%を占めている。武官の場合は、正一品から従九品からなる文官と異なり、正一品から従六品までの一二のグレードのみであったが、土木の変に際会したモンゴル人衛所官の職官は官品制度にあつては、下位の五品・六品に多数固まっていたという傾向がみられる。しかし、その上位に位置する三品・四品官の都指揮僉事（正三品・都指揮僉事・指揮使・指揮同知・指揮僉事の事例も二六あり、三割に近い二七%を占めている。付表①「土木の変と在華モンゴ

ル人衛所官軍関係表」にみえる限定された傾向とはいえ、上記の数字は、元朝の崩壊と明朝の創業からおよそ八〇年が閏した正統十四年（一四四九）当時、都指揮僉事・都指揮僉事・指揮使・指揮同知・指揮僉事の衛所首脳に累進していた華モンゴル人が多くいたことを物語っている。

## II 変時の様相と変後の襲替

冒頭に引用した「我が軍遂に大潰す」、「官軍人等死傷せる者数十万」、「我が師、死傷せる者半ばを過ぐ」、「千官、枕藉して溝壑に填まる」等、土木の変のときの惨状を伝える明代史籍の記述は、付表①「土木の変と在華モンゴル人衛所官軍関係表」からみても、それらが決して過大な表現ではないことが知られる。正統十四年（一四四九）八月十五日において戦場となった土木堡において、エセン（也先）麾下のモンゴル軍に包囲された輜重兵等も含めて五十万と号する親征軍各自には、いかなる命運が待ち受けていたか。それは「征進未回」・「迤北征進未回」・「迤北失陷」等、表現に微妙な差異はあるものの、大半の者は生きて二度と京師の土を踏むことなく、屍を原野に、路傍に曝すこととなった。それは親征軍中のモンゴル人衛所官軍にとっても同様であった。無論親征軍は「大潰」したが、全滅した訳ではない。そうした苛烈な戦場から陣亡（戦没）を免れて京師に辿り着き、原衛に戻った者もいた。

付表①「土木の変と在華モンゴル人衛所官軍関係表」から摘記すれば、15劉清（興武衛副千戸）、16王定住（金吾右衛副千戸）、20蔡勝（金吾右衛正千戸）、27完者秃（金吾右衛百戸）、35千家奴（興州左屯衛正千戸）、39陳貴（燕山左衛正千戸）、42王真（燕山左衛百戸）、60韓七十（武成後衛正千戸）、61余真（留守左衛百戸）、75樂太平（大寧中衛副千戸）、79王福（東勝左衛副千戸）、80单興（東勝左衛百戸）、85咬住（興州左屯衛指揮同知）、86李忠（通州衛正千戸）、89西友（德州衛

正千戸の一五名である。生還率はわずか一五%にすぎない。親征軍に組み込まれた在華モンゴル人の衛所官軍の大多数は、同じ民族であるエセン（也先）率いるモンゴル軍の攻撃をうけて、土木堡で戦没したのである。

生還者の中で異色なのは、興州左屯衛指揮同知であった85咬住である。『中国明朝档案総匯』六七冊所収の『興州左屯衛選簿』楊文英の条の咬住に関する記述の中に、

卯失刺、嫡長男に係り、七年優せられ、十五年襲ぐ。洪熙元年大松林にて胡寇を征掃し斬首して功有り、指揮同知に陞せらる。故す。咬住、嫡長男に係り、優せらる。十二年襲ぐ。正統十四年征進して虜せらる。嗣無し。六十、親弟に係り、本年襲ぐ。咬住、景泰元年虜中より走回して回復し、指揮同知を襲ぐも、前の迤北の功に因りて指揮使に陞せらる。弘治八年故す。

とあり、咬住は土木堡で捕虜となったが、翌年京師に帰り着き、興州左屯衛指揮同知に復帰したのである。走回は逃げ帰るという意味であろう。走の逃げるという用法の使用例では、『南齊書』卷二六、王敬則伝に、「檀公の三十六策、走ぐるは是れ上計なり。」がよく知られている。逃回して生還した咬住は、興州左屯衛指揮同知に復帰した後、「前の迤北の功」ということで指揮使に陞格した。この「迤北の功」の具体的内容は不明であるが、咬住が逃げ帰ったのと同じ景泰元年（一四五〇）の八月十五日、まる一年の間捕囚の時を過ごした英宗も京師に戻ってきた。英宗の回鑾が実現したのである。しかし、英宗がそのまま南宮に移され、ここでも軟禁され不自由な生活を強いられ、たことは著名なことで、贅言する必要もなからう。

咬住の帰還と原衛復帰が英宗の回鑾に随行した者であれば、「走回」と表現されることはない。変後の親征軍関係者への景泰政権の処遇は冷淡であった。一年間の捕囚生活において英宗に終始扈從した錦衣衛校尉の袁彬に対してでさえ、英宗の回鑾に従って帰還したあと、わずかに試百戸を授けたにすぎない<sup>14</sup>。それに比して、咬住は帰還後しばらくして指揮同知から指揮使に陞進している。付表①「土木の変と在華モンゴル人衛所官軍関係表」をみると、戦没した者にしても生きて回還した者にしても、その後の衛所官職の襲替では陞進の事例は一例もない。咬住自身は陞進したが、弘治八年（一四九五）に死去したあと、その後継者となった嫡長孫の楊通が世襲したのはもとの指揮同知であった。咬住がうけた指揮使という職官は、一代限りの流官であったのである。

かかる流官を授けられたのは、おそらくは一年間近くモンゴルに抑留されていて知りえたモンゴル内部の政治的・軍事的情報を、咬住が明朝に報告・提供したためではないだろうか。『英宗実録』には、このような逃回者のもたらした情報を上奏文に引用した記述をみることができる<sup>15</sup>。咬住の帰還は英宗回鑾と同年のことであっても、その前であつたか後であつたかは判断しがたい。英宗の回鑾によって、その従行者も全て帰還できた訳ではなく、残留させられた明人も数多くいたからである<sup>16</sup>。

土木の変の直後、上記においてふれたように、生きて中国に帰還した者もいたが、戦没した者と同じく、かれらもまた衛所官職を交替している。その襲替時期は殆ど正統十四年（一四四九）九月・十月に集中している。戦没者の場合はともかくも、生還者も変後早い時期に衛所官職の襲替がなされたのは、85咬住を除いて、それぞれが15劉清（征傷故）、16王定住（征傷）、20蔡勝（老疾）、27完者禿（回還）、35千家奴（老疾）、39陳貴（征傷）、42王真（征傷）、60韓七十（傷故）、61余真（征傷）、75楽太平（征傷）、79王福（征傷）、80单興（征傷故）、86李忠（征傷）、89西友（征傷）

と負傷したり老齢で疾病を抱えていたり、現職に留まっても武人としての役割を果たすことは到底できなかったからである。そしてまた27完者禿のように、回還後も特段の疾病・負傷は負っていなかったとしても、土木堡での苛烈な体験がトラウマとなり、職務を続けることはとてもできるような精神的状態ではなかったのではないだろうか。戦没者にせよ生還者にせよ、その後継が襲替したのは、親征軍に参加した衛所官が帯びていた職官であり、ここでは階格は絶無である。30師勝は流官の都指揮僉事であったが、あとを襲いだ親弟の師榮に授けられたのは祖職の指揮使であった。

こうした状況にあつて、土木の変の翌年にモンゴル営中から「走回」した85咬住は、変後も四七年の長きに亘つて指揮使の地位にいた。いったい、85咬住は何歳のとき、土木の変に際会し、その没年は何歳であったのであろうか。前掲『興州左屯衛選簿』楊文英の条にみえる咬住に関する記述から、それらの年齢は算出できる。咬住の記事は、

(あ) 優せらる。

(い) 十二年襲ぐ。

(う) 正統十四年征進して虜せらる。

(え) 嗣無し。六十、親弟に係り、本年襲ぐ。

(お) 咬住、景泰元年虜中より走回して回復し、指揮同知を襲ぐも、前の迤北の功に因りて指揮使に陞せらる。

(か) 弘治八年故す。

に分解できる。この中で年齢算出を可能にするのは(あ)と(い)である。(あ)の「優」とは優給のことで、衛所官職の現任者が病気になるったり、死亡したり、また老年になつたりして、その世襲が行われる際は、そのあとを襲

ぐべき舎人が幼少であった場合、実務は免除され、俸給だけが全俸優給された。その期間は靖難の役以後は二通りあり、新官の子孫は優給終了十五歳、世襲開始十六歳で、旧官の子孫は優給終了十四歳、世襲開始十五歳であった。新官とは靖難の役において建文帝麾下の衛所官であった者、旧官は靖難の役以前とその終息後に功労ある衛所官とに区別され、建文軍に参陣した衛所官軍は旧官に入れられた。したがって、咬住が卯失刺の嫡長男として指揮同知を世襲するにあたり幼年であったために優給制度の恩恵を受けたとき、その優給が終わり、指揮同知を世襲した時の年齢が判れば、それ以外の事項の繫年も自ずと氷解する。

それでは、咬住は何歳で優給が終了したのか。十五歳か、十四歳か、そのいずれであったのであろうか。それは、咬住が新官、旧官、そのいずれの子孫であったかと言ひ換えることでもあるが、咬住の先祖と靖難の役との関わりについて、前掲『興州左屯衛選簿』楊文英の条には、つぎのように記述されている。

楊承爵、年三十七歳、興州左屯衛指揮同知、山後人。祖の者顔台、洪武二十一年帰附従軍す。三十二年総旗に陞せらる。鄭村塙の功もて百戸に陞せらる。三十三年白溝河・濟南の功もて副千戸に陞せらる。三十四年夾河・菓城の功もて正千戸に陞せらる。故す。者兒瓦反、嫡長男に係る。応天に克つの頭功もて指揮僉事に陞せらる。

ここには、祖の者顔台とその嫡長男たる者兒瓦反が靖難の役の最中に関わった鄭村塙以後の会戦地の名がみえ、それによって単なる軍士であった者顔台は在世中に正千戸にまで累陞し、者兒瓦反のときに指揮僉事に陞ったことが知られる。このように靖難の役で累陞したのは燕王に付してのことであり、これはまさしく靖難の役終息後新官

として遇される人であった。<sup>18)</sup>これによって、咬住は新官の子孫であり、その優給終了年齢は十五歳、したがって、正統十二年（一四四七）に十六歳のときに指揮同知を襲ぎ、その二年後の正統十四年（一四四九）、英宗の親征軍に組み込まれて土木の変に遭遇した。年十八であった。モンゴルから逃回したときには十九歳。モンゴル抑留中、親弟が借職していた指揮同知の職を取り戻すと、指揮使に陞せられ、弘治八年（一四九五）に六十四歳で没するまで指揮使の地位にあった。このように、咬住にとつての「優」という一文字の意味するところを解明すると、その没年、さらには生年が宣徳七年（一四三二）であったことまで判明する。

咬住が土木堡の戦場で戦没せずにモンゴルに捕虜となったものの、そこから脱回して原衛に復帰して六十四歳まで指揮使の地位にあって天寿を全うしたのは、きわめて異数の例外的なことであった。親征軍に従行したモンゴル人衛所官軍の多くが戦没するか、辛うじて生還を果たすも、すぐに後継の者と衛所官職を交替したのである。親征軍中に多く含まれたモンゴル人という一面だけを切り取れば、衛所組織の一員となったモンゴル人にとって、土木の変はモンゴル高原に住む同じ民族と干戈を交え、その結果屍の山と血の河の惨状を呈するという悲劇的な事変であった。

### Ⅲ 新官・旧官制からみた特徴

英宗の親征軍の性格を窺管する上でモンゴル人の衛所官軍が多く含まれていたことは、顕著な特徴であるが、そのモンゴル人衛所官軍については、衛所官の性格からも特筆すべき特徴がある。モンゴル人衛所官の由来を探ると、圧倒的に新官の子孫が多いことである。その人が新官の子孫なのか、それとも旧官の子孫なのかを判定する基準と

方法は、厳密でなければ過誤を起こす可能性なしとはしない。そこで、私が考案した方法については、註(7)に掲出した拙著に詳しく論述しているが、その方法でもって識別したのが付表①「土木の変と在華モンゴル人衛所官軍関係表」の「新官の有無」という項目である。その結果、全例九六件の中で、旧官であると認定できる事例と新官とも旧官とも判別する記述に欠ける事例を不明として、それぞれの事例をあげると、

旧官 05・48・52・86

不明 04・15・16・21・25・31・32・33・43・50・55・57・60・61・66・71・72・75・87・88・89・90・92・93・95・96

となり、旧官は四事例、不明は二六事例となり、新官の事例は六六例検出できる。とすると、親征軍中のモンゴル人衛所官軍の中で、新官の子孫は全体の六八・五%、新官と旧官との比に限定すれば、新官の子孫は九四・二%、それに対して、旧官の子孫はわずか五・七%にすぎない。このような著明な懸隔は、単に史料の残存性に帰すべきではなく、現実的な実態を反映したものと思量される。

そこで、あらためてここでの典拠となった各衛選簿から当該モンゴル人が靖難の役に際して燕王軍に加わる以前の由来をみていくと、つぎのようになる。

年次別

○戊戌年(一三五八)

81「充軍、三年併鎗陞小旗」

○呉元年(一三六七)

- 46 「充永平衛軍」
- 洪武二年（二三六九）
- 11 「帰附」 36 「充軍、征和林省陣亡」 53 「軍」
- 洪武三年（二三七〇）
- 54 「軍」 63 「充密雲衛左所軍」 79 「從軍」 82 「充密雲衛左所軍」 83 「軍」
- 洪武四年（二三七一）
- 18 「從軍」 20 「充大興右衛」 24 「充軍」 26 「帰附從軍、發大興右衛」 40 「充小旗」 41 「從軍」
- 42 「充軍」 51 「充軍」 69 「充軍」 94 「從軍」
- 洪武五年（二三七二）
- 01 「充軍」 47 「充軍」
- 洪武六年（二三七三）
- 30 「充軍」 34 「充軍」
- 洪武十年（二三七七）
- 02 「軍」
- 洪武十四年（二三八一）
- 23 「軍」
- 洪武十六年（二三八三）

03 「軍」

○洪武十七年（一三八四）

07 「充軍」

○洪武二十年（一三八七）

12 「從軍」 22 「軍」 28 「軍」 59 「歸附撥永平衛左所小旗」 68 「歸附撥通州衛後所」 78 「編充永

平衛軍」 84 「從軍」

○洪武二十一年（一三八八）

09 「歸附」 10 「歸附燕山右衛左所軍」 27 「充燕山右護衛」 64 「編充小旗」 65 「撥充撫州守禦所小

旗」 73 「軍」 76 「軍」 77 「從軍、二十二年撥大寧左衛後所」 85 「歸附從軍」 91 「充軍」

○洪武二十二年（一三八九）

13 「充燕山右護衛」 19 「充燕山右護衛」 37 「歸附」 45 「充軍、三十二年擒拏布政張芮」

○洪武二十三年（一三九〇）

17 「充軍」 29 「充軍」 35 「歸附軍」

○洪武三十一年（一三九八）

38 「軍」

その他

○年次不明

08 「斡耳朵人、内馬房勇士」 14 「軍」 49 「充通州衛右所軍」

○全て不明

06・39・44・56・58・67・70・74・80・96

元朝の瓦解、明朝の成立という王朝交替の後、モンゴル人が中国に在住したのは、およそ

① 元朝の最後の皇帝順帝の首都大都脱出に随行せず、そのまま中国に崩壊後も残留した、

② 中国から一旦モンゴル高原に帰着したものの、再度中国に戻った、

③ 明朝のモンゴル遠征軍の捕虜となって中国に連れてこられた、

の三通りであったと思量される。英宗の親征軍中のモンゴル人衛所軍で新官の子孫と認定できる者の祖の衛所入籍の契機は、大体において上記の①②③のいずれかに該当すると思われる。

付表① 「土木の変と在華モンゴル人衛所官軍関係表」にもとづく新官事例の中で、洪武帝の麾下に入った事例は戊戌（一三五八）、つまり明朝成立の一〇年前の未だ群雄の一人にすぎない朱元璋の時代のことであった。「充軍」とあるが、これは「琛集充軍」のことある。衛所の軍士は軍戸という籍に入れられたが、その軍籍への入籍は、『明史』卷九〇、兵志二、衛所によると、（イ）従征（太祖起兵時の基本部隊）、（ロ）帰附（明初削平された群雄の部隊及び元朝の降軍）、（ハ）謫戍（犯罪によって軍に落とされた者）、（ニ）琛集は（民間から徴集）等の方法があった。上記の新官事例六六にみえる衛所への入籍理由は、「帰附」、「充軍」、「帰附従軍」と多様であるので、『明史』の分類によって截然と区分けすることは難しい。単に「軍」とあるのは「従軍」、「充軍」のいずれかであろう。戊戌年（一三五八）や呉元年（一三六七）に「充軍」の事例をみることは、洪武帝が即位以前から自勢力拡大のために民間から軍士を強制

的に徴集し、自軍の勢力強化に利用していたことを示すものであろう。

ところで、モンゴル人に対する「帰附」や「充軍」という衛所入籍の実態は、洪武時代の前半期と後半期とではかなり様相を異にするのではなからうか。後半期になると類出する「帰附」と「充軍」は、前者はモンゴル人の中国在住の理由としての②に、後者は③、とりわけ明軍がモンゴルに大打撃を与えた洪武二十年（一三八七）および二十一年（一三八八）の会戦<sup>19</sup>で捕虜としたモンゴル人たちがそれに該当するのではないかと思量される。

なお、年次不明の08「斡耳朵人、内馬房勇士」にみえる「斡耳朵」とは、遼金元の記録にみえる用語で、天子の宮殿、それから派生して行宮、官衛を表すオルダ（Orda, Ordu, Ordo）の対訳である。

付表①「土木の変と在華モンゴル人衛所官軍関係表」にみえるモンゴル人で衛所入籍の最初から官品を有する衛所官職に任じられた者は一例もない。小旗に充てられた事例は、洪武二十年（一三八七）以降59・64・65の三例があるのみで、おしなべてモンゴル人の衛所入籍にあつては最下の位置にある軍士に置かれたのである。そのようなモンゴル人衛所軍にとつて、靖難の役の勃発は累陞する千載一遇の大チャンスとなった。実際多くのモンゴル人が軍士の地位を脱して衛所官に累進していったのである。靖難の役前のかれらの所属衛所が判る事例は、きわめて少ないが、判明する分を整理すると、

永平衛 46・59・78

密雲衛 63・82

大興右衛 20・26

大寧左衛

77

通州衛	49・68
燕山右衛	10
燕山右護衛	13・19・27
撫州守禦所	64

となる。ここにみえる衛所の中で、江西に置かれた撫州守禦所以外は、いずれも燕王府附近に設置された衛所である。

前述したように、靖難の役が終息し、永楽政権が成立すると、金吾左衛・金吾右衛・羽林前衛・燕山左衛・燕山右衛・燕山前衛・大興左衛・濟陽衛・濟州衛・通州衛の「十衛」を親軍衛として増設した。これらと右の永平衛以下の六衛と対比すると、通州衛と燕山右衛が重なるにすぎない。そのため、靖難の役後に親軍衛となる衛所へのモンゴル人の入籍は少ないようにみえるが、しかしながら、親軍衛の金吾右衛の前身は燕山右護衛であり、さらに燕山右護衛は洪武十三年（一三八二）の燕王府創設と之国（就藩）に際して、既設の大興右衛を改編したものであった。<sup>20</sup>したがって、洪武十三年（一三八二）を境に大興右衛の事例が一例もないのは蓋し当然の事であった。大興右衛20・26、大寧左衛77、通州衛49・68、燕山右衛10の六事例のモンゴル出身の軍士たちは、洪武帝の崩御後ほどなくして起きた靖難の役において燕王軍の中核をなした衛所において累陞する契機を掴んだのである。靖難の役が終息し、永楽政権が成立した後、全国的規模で行われた移衛政策で、かれらもまた原衛から別な衛所への移衛があった事例もあるであろう。しかしながら、さきにもふれた、親軍衛所属のモンゴル人衛所官軍のうち、親軍「二十六衛」の中で、永楽帝が増設した「十衛」に所属した者が八六%の多きを占めていることは、靖難の役を切っ掛けにモンゴル出身の軍士が親軍衛の衛所官に昇格した者がかなり多く輩出し、その子孫たちによってその衛所官職が世襲されてい

たことを物語っている。

概説書等では、靖難の役における朶顔衛や大寧にいたモンゴル騎兵軍団が燕王に与して活躍した等の記述をよくみかけるが、その当否はともかくも、靖難の役が起きたとき、衛所に入れられていた在華モンゴル人の軍士が燕王軍に与したことは事実であり、しかもかれらの子孫の多くが英宗の親征軍に組み込まれて、ある者は土木堡で戦没し、ある者は戦場からかくも生きのびて帰還を果たした、と区々様々であった。土木の変は、その意味においては、在華モンゴル人の衛所官軍にとっては、自己とアイデンティティーを同じくする者たちと戦うという艱難苛烈な事象となったのである。

## おわりに

正統十四年（一四四九）七月に明の北辺を侵掠したエセン（也先）率いるモンゴル軍を撃破するために西進を続ける英宗親征軍がモンゴル軍の姿を捕捉できず、やむなく大同で反転し、一路宣府を目指して東還を開始したのは八月三日のことであった。八月の酷暑の中、親征軍が土木堡に到着したのは十四日。東還を開始してから一週間余り後のことであった。悲劇はその翌日に起きた。<sup>(21)</sup>ここで五十万と号する大軍が覆滅し、泥梨（地獄）のような戦場から命からがら生きて脱出したものも一部いたが、多くは戦没した。これは明代の軍事体制そのものに甚大な軍事的打撃を与えるもので、変後樹立された景泰政権において兵部尚書に任用された于謙は、早速に軍事制度の改革に乗り出さざるをえなかったのである。

これまで全く知られていないことであるが、覆滅したあるいは大潰したと形容される英宗の親征軍中には多くのモンゴル人衛所官軍が含まれていた。知られていなかったのは、それを明示する史料が従来存在しなかったからである。ところが、私は、二〇〇一年に刊行された『中国明朝档案総匯』の中に収録された衛選簿にはその痕跡を示す記述が多くあることを見出した。そこで、断編残簡ともいふべき記事ではあるが、それらの記述を集積して分析することで、親征軍に組み込まれて土木堡でモンゴル軍と干戈を交えた中国在住のモンゴル人衛所官軍について、以下のような諸点を検討した。まずはその出身地、所属衛所とその職官、事変時の様相、すなわち戦没か生還か、変後の襲替状況等を考察し、そして最後にモンゴル人衛所官軍を靖難の役後に制定された新官・旧官制度にもとづいて区分けした結果、新官の子孫が圧倒的に多い事実を知った。それは、靖難の役で燕王軍に与したモンゴル人衛所軍士の多くが親軍衛の職官に任用されたので、その衛所官職を代々襲替してきた子孫が親軍衛の構成員としてそのまま親征軍に編制されたためであった。『中国明朝档案総匯』は多種多様な档案を収録しており、それらにいろいろと分析を加えるならば、多くの未知の史実を掘り起こすことができる。本稿は、わずかに在華モンゴル人衛所官軍にとつての土木の変を検討したにすぎないが、今後とも『中国明朝档案総匯』の分析・検討を続け、史実の発見に努めていきたいと思う。

註

- (一) 土木の変に至る経過、変時の様相、変後の政治過程などについては、拙著『モンゴルに拉致された中国皇帝 明英宗の数奇なる運命』(研文出版、二〇〇三年) 参照。

- (2) 正統殉難という呼称の始見例は今のところ確認できないが、この呼称を冠した書籍としては王梓材編の『王光祿正統殉難事略』がある。王光祿は浙江寧波鄞県の人で、北京光祿寺の大官署監事のとき英宗の親征軍に扈從して戦没している。
- (3) 『英宗実録』正統十四年八月壬戌の条。
- (4) 劉定之『吾秦録』。劉定之は江西吉安府永新県の人。正統元年（一四三六）の会試第一、殿試及第で編修を授けられ、のち礼部左侍郎等を経て文淵閣に入直した。伝は『明史』巻一七六にある。
- (5) 許宗魯『少華山人集』前集巻一〇、七言律詩、「變事二十首」其十八。許宗魯は陝西西安府咸寧県の人。正徳十二年（一五一七）の進士。庶吉士に選ばれ、監察御史、湖広学政等を歴任した。
- (6) 山後人の読み方は、薛綬と同様に土木の変で陣亡した、例えば張輔の卒伝に、「張輔、字文弼、河南祥符県の人。河南忠武王の子。」（『英宗実録』正統十四年八月壬戌の条）のように、卒伝・列伝にみえるその出身地の読み方と同じく、「山後の人」と読んだ方が良いかもしれないが、ここで敢えて「山後人」と読解したのは、我が国において初めて衛選簿を紹介された牧野巽氏「明青州左衛選簿について」（『岩井博士古稀記念典籍論集』同事業会編・刊、一九六三年）の読み方に倣ったことである。牧野氏は、その論中で「この選簿を精細に調べたら、いろいろな事がわかるであろうが、ここには注目されること二つだけを記しておこう。その第一は蒙古人がかなり多数に軍官を世襲していることである。蒙古人は普通本籍を山後人と記する形で現れる」とし、「山後の人」とせず、「山後人」とされている（牧野巽、前掲論文、八五三頁）。
- (7) 新官と旧官については、拙著『明代中国の軍制と政治』（国書刊行会、二〇〇一年）「前編第二章第五節 新官と旧官」、同「明朝档案が開く新地平——明代軍事・変乱史研究の新階梯——（人文研ブックレット34）」（中央大学人文科学研究所、二〇一七年）参照。
- (8) 拙稿「土木の変と地方軍——班軍番上の視点から——」（『中央大学文学部紀要』史学六一、二〇一六年）参照。
- (9) 例えば、明末の人である茅元儀の撰になる著名な『武備志』巻二〇五に引かれた兵略には、「擦汗兒達子大部落、山後地名阿力素等処住牧、係遼東・遼西辺外、離辺三百里、近奴兒哈赤。」とある。「察哈爾部の変遷」なる雄篇（『東亜史研究』（蒙古篇）『東洋文庫、一九五九年）を書かれた和田清氏は、『武備志』に引かれた兵略のこの一節を引用し、「擦汗兒達子とは即ち蒙古察哈爾部の義であって、山後といふのは察哈爾部落を今の土默特部の北境を限る松嶺山脈によって山前山後に分つたものであり、山後の大部落は即ち可汗の本部である」（五四四頁）と説明されている。ここにみえる松嶺山脈と

は、遼寧省の南西部、大凌河の南東側、義県から山海関の間にある約四〇〇kmにわたる山脈である。また『皇明経世文編』卷二二九に収録する陳給諫奏疏の「敵武備以壯国威疏」には、「国初、嘗て永平以北の山後に大寧都司を置き、興営義会等衛を統べ、以て其の地を守るも、後に朵顔等部恭順の故を以て、大寧都司を移し、属する所の衛を保定等处に并せ、其の地を空にして之に与え、以て我が東北外の藩籬と為し、之をして東は女直を捍ぎ、北は蒙古を捍がしむ」とみえる。兀良哈三衛が占めた長城外を「山後」と称している。なお、和田清編『明史食貨志訳註（上巻）』（東洋文庫、一九五七年）では、「山後とは、北京の背後を東北から西南に走る山脈の西北部、モンゴリア高原に続く一帯。」（二九頁）と註されている。

(10) 哈刺哈について、『国朝典故』卷三九に収録された宋端儀の『立齋閑録』卷一に、「藍玉、李文忠の西番に征くに従い、永昌侯に封ぜらる。洪武十五年、命ぜられて穎川侯傅友徳に副えて雲南に征く。二十年、北虜に征き、哈刺哈の地に至り、後に涼国公に封ぜらる。」とあるようにモンゴル人の居住地であった。

(11) 親軍衛の増設過程とその背景については、拙稿「天順五年の首都騒乱」（『中央大学文学部紀要』史学五五号、二〇一〇年）参照。

(12) 前掲拙稿「土木の変と地方軍―班軍番上の視点から―」五五頁。

(13) 拙稿「謀反は作られる―明宣徳朝の諸王政策によせて―」（川越泰博編『様々なる変乱の中国史』汲古書院、二〇一六年）参照。

(14) 袁彬については、拙著『明代長城の群像』（汲古書院、二〇〇三年）「第二部第三章 錦衣衛校尉袁彬」参照。

(15) その事例を一例挙げれば、英宗回鑾からちよど一年が閏した景泰二年（一四五二）八月に、兵部はモンゴルから逃回した遼東の軍余下剛等の言を引いて、つぎのように上奏している。「兵部奏すらく、遼東軍余下剛等、虜中より脱し逃回し、大衆後に随い中国を窺探せんとす、と。宜しく行在京及び各辺総兵等の官は厳しく隄備を加えるべし。剛等、能く賊情を伝報せよ、宜しく冠帯総旗を授けられるべし、と。之に従う。」（『英宗実録』景泰二年八月己卯の条）。

(16) 錦衣衛軍匠であった徐安もその一人であった。徐安の波乱に満ちた経歴については、拙稿「正統殉難」異聞（二）―英宗回鑾後のモンゴル残留明人について―」（『人文研紀要』五五、二〇〇五年）、同「明代の軍匠について―英宗親征軍従行

の銀匠徐安によせて―」（『山根幸夫教授追悼記念論叢明代中国の歴史的位相』汲古書院、二〇〇七年）参照。

- (17) 30師勝は金吾右衛の都指揮僉事であった。都指揮僉事は本来都司職であるが、親軍衛では指揮使が当該衛の都指揮・都指揮同知・都指揮僉事に一代限りの流官として任用されることは間々あった。金吾右衛の事例でいうと、『英宗実録』には、土木の変直後の正統十四年九月癸卯の条に、「金吾右衛都指揮僉事季鐸を陞して都指揮同知と為し、錦衣衛千戸梁泰を指揮僉事と為し、人ごとに鈔一百八十錠・紵絲三表裏を賜う。随従の官軍には人ごとに鈔一百錠・紵絲二表裏を賜う。瓦刺に使用するを以ての故なり」とある。因みに季鐸は土木の変後、捕囚の英宗に拝謁すべくモンゴルに派遣された最初の使者である。英宗をめぐる明蒙交渉過程において果たした季鐸の役割については、前掲拙著『明代中国の軍制と政治』〔後編 政治と軍事―英宗回鑾を中心として―〕参照。

- (18) 衛選簿における新官と旧官の識別方法については、註(7)の拙著を参照されたい。

- (19) 明代初期のモンゴル遠征については、前掲和田清『東亜史研究（蒙古篇）』所収「明初の蒙古経略」参照。

- (20) 『太祖実録』洪武十三年九月庚戌の条。

- (21) 親征軍の東還前後の行軍の日付は、前掲拙著『モンゴルに拉致された中国皇帝 明英宗の数奇なる運命』三八―四五頁。